

相 談 事 例

ID : 07-01-033

相談タイトル

一定期間使用していなかった合併浄化槽の再使用について

Q：ご相談内容

実家に帰省することとなり、使用していなかった実家に設置してある合併浄化槽を再使用することはできるだろうか。

A：回答

適正に管理されて来ていたものであれば問題ないと思います。ただし、改めて使用するには浄化槽内に投入しておくべきバクテリア等の管理が必要と思われるので、管理業者に確認してもらってから使用開始していただく方が問題なく利用できると思います。

指定管理業者が市のホームページに掲載されており、管理及び処理の対応についても掲載されています。